

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 1 1 号

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条の 2 本文中「（新たに採用された職員の当該採用に伴う赴任を除く。以下同じ。）」を削り、「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 2 条の 2 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に、「の間」を「の間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第 2 2 条中「、第 6 条の 3」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項又は安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 3 年安城市条例第 8 号）第 5 条」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 及び第 1 5 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項又は安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 3 年安城市条例第 8 号）第 5 条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同条第2項に規定する職務の級が8級以上である職員に対しては」と、同条第2項中「
(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年安城市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第6条の3」を削る。